

保護者の皆様へ

「さっぽろっ子を共に育む、園・学校と保護者等が連携・協働するための羅針盤(コンパス)」をつくりました

令和8年8月
札幌市教育委員会

わたしたちは、全ての子どもが安心安全で楽しく通える魅力ある園・学校を創造するために、園・学校と保護者等が連携・協働し、社会全体で子どもたちの学びや成長を支援していくことが必要だと考えています。そのための基本方針やマナー・ルールを策定しました。



園・学校と保護者等が連携・協働するための三つの基本方針

園・学校と保護者等は、「一人一人の子どもの最善の利益のために」という目的を共有する、子どもたちを共に育てていく大切なパートナーです。

園・学校と保護者等がお互いに信頼し合える関係を築き、より良い連携・協働につなげるためには、園・学校が日常の取組の中で子どもとの信頼関係を築くことが大切です。

園・学校と保護者等は、お互いに尊重し合い、建設的な対話を通して相互理解を深め、子どもの学びや成長を支える関わりを共に見いだすことが大切です。

園・学校と保護者等が相談するときのマナーやルール

「一人一人の子どもの最善の利益のために」という本来の目的を見失うことのないよう、お互いマナーやルールに則って、話し合いをしましょう。

★相談には適切な時間・頻度があります

授業時間中や放課後遅い時間等に相談が必要な場合には、予め日時を約束するなどお互いに調整することが必要です。また、一つの相談に過度な時間をかけることは、教育活動や他の保護者等対応への影響が懸念されます。



★相談の目的を事前に共有・整理しましょう

事前に、相談の目的をお互いに共有し、整理しておくことができれば、園・学校として事実の確認や組織での検討を適切に進めることができ、1回の相談がより有意義なものになります。

★園・学校はきちんと事実確認をします

明確になっていない事実関係や、要望等に対する回答を求められる場合であっても、園・学校はきちんと事実確認をしてから回答するため、一定程度の時間が必要です。また、確認を十分に行っても事実が明らかにならない場合もあります。このような場合、確認できた事実を総合的に検討し、園・学校としての捉えを組織的に判断します。

★園・学校にはできることとできないことがあります

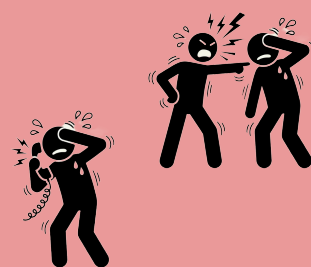
相談後に組織で検討した対応方針が、保護者等の要望等と異なる場合があるかもしれません。しかし、園・学校にはできることとできないことがあることを御理解ください。園・学校は誠実に説明し、連携と協働を求めます。

社会通念上許容される範囲を超えた言動への対応について

社会通念上許容される範囲を超えた言動があった場合、教育活動や教職員の心身に影響が生じる懸念があることから、組織として毅然とした対応をとる場合があります。

○社会通念上許容される範囲を超えた言動の例

- ・長時間拘束する行為
- ・過度な要求を繰り返す行為
- ・暴言や脅迫する行為
- ・暴力的な行為
- ・権威を振りかざす行為
- ・校地外に呼びつける行為
- ・SNS、インターネット上で誹謗中傷する行為
- ・性的な言動等により苦痛を与える行為



未来を担うさっぽろっ子たちが安心して笑顔で学べる環境を共につくっていきましょう。皆様の御理解と御協力をお願いいたします。

詳しくは各学校のホームページに掲載していますので、御覧ください！

※本資料における画像は全て、生成AIによって作成されています。

さっぽろっ子を共に育む、 園・学校と保護者等が 連携・協働するための 羅針盤（コンパス）

令和8年7月
札幌市教育委員会

目次

第Ⅰ章 はじめに

- ・園・学校と保護者等が、さっぽろっ子を共に育むために
- ・本書の位置付け
- ・園・学校と保護者等が連携・協働するための三つの基本方針

第Ⅱ章 園・学校と保護者等のより良い連携・協働に向けて

- ・子どもとの信頼関係を築く
- ・園・学校の日常的な心構え
- ・園・学校の初期相談時における姿勢について

第Ⅲ章 園・学校と保護者等が相談するときのマナーやルール

1. 相談には適切な時間・頻度がある
2. 相談の目的を事前に共有・整理する
3. 園・学校は相談の場を整える
4. 一人一人の子どもの最善の利益を考える
5. 園・学校はきちんと事実確認をする
6. 園・学校にはできることとできないことがある
7. コミュニティ・スクールの仕組みを活用する
8. 教育委員会、関係機関と連携する

第Ⅳ章 保護者等による社会通念上許容される範囲を超えた言動への園・学校の対応

- ・園・学校が直面する課題
- ・社会通念上許容される範囲を超えた言動への対応

第Ⅴ章 その他

- ・園・学校の相談窓口について
- ・教職員の行動規範について
- ・取組の改善に向けて

※本資料における画像は全て、生成AIによって作成されています。

園・学校と保護者等が、さっぽろっ子を共に育むために



近年、子どもを取り巻く社会環境が大きく変化し、子どもが抱える課題や教育的ニーズが多様化・複雑化する中、園・学校は、子どもの発達や教育的ニーズを踏まえつつ、一人一人の可能性を最大限に伸ばすために教育活動を展開しています。

一方で、全ての子どもが安心安全で楽しく通える魅力ある園・学校を創造するためには、園・学校と、保護者・子どもに関わる大人・地域の方々や関係機関等（以下、保護者等）が連携・協働し、社会全体で子どもたちの学びや成長を包括的に支援していくことが必要です。

園・学校と保護者等がより良い関係を築き、連携・協働するためには、園・学校が子どもの学びや成長に関する情報を保護者等と共有し、保護者等が協力しやすい環境を整えていくことや、両者がお互いに丁寧かつ真摯に対話することで、子どもの成長や課題に対して相互理解を深めていくことが大切です。

本書の位置付け

本書は、園・学校と保護者等が、「一人一人の子どもの最善の利益のために」という目的を共有し、共に子どもたちを育てる大切なパートナーとして、お互いにあるべき羅針盤（コンパス）となるべく作成しました。

札幌市教育委員会では、本書の作成に当たって、令和7年度から検討を重ね、有識者や園・学校関係者及び保護者等から幅広く意見を求め、議論を重ねてきました。

本書は、園・学校と保護者等が連携・協働するための基本方針や、園・学校の日常的な取組、園・学校と保護者等がお互いに相互理解を深めるためのマナーやルールについて示しています。

本書を活用することで、園・学校と保護者等がより良い信頼関係を築き、子どもの声が園・学校教育に真に生かされることで、子ども一人一人が「自分が大切にされている」と実感できる園・学校づくりにつながることを期待しています。



園・学校と保護者等が連携・協働するための三つの基本方針

①

園・学校と保護者等は、「一人一人の子どもの最善の利益のために」という目的を共有する、子どもたちを共に育てていく大切なパートナーです。

②

園・学校と保護者等がお互いに信頼し合える関係を築き、より良い連携・協働につなげるためには、園・学校が日常の取組の中で子どもとの信頼関係を築くことが大切です。

③

園・学校と保護者等は、お互いに尊重し合い、建設的な対話を通して相互理解を深め、子どもの学びや成長を支える関わりを共に見いだすことが大切です。

子どもとの信頼関係を築く

園・学校は、札幌市学校教育の基盤である「人間尊重の教育」を推進し、子ども一人一人と確かな信頼関係を築くことを何よりも大切にしています。

園・学校は、全ての教育活動において＜子どもの声を聴く＞ことを重点とし、子どもの困りや悩みに寄り添いながら、一人一人の主体性を大切にした教育活動の充実に取り組んでいます。

こうした教育活動を支えるために、園・学校は「学習活動づくり」・「人間関係づくり」・「環境づくり」を相互に関連させ、子どもたちがお互いのよさや可能性を発揮し、認め合い、生かし合えるような学びを充実させています。

子ども自身が「自分が大切にされている」と実感し、安心して園・学校生活を送ることができるという事実こそが、結果として保護者等とのより良い連携・協働につながる第一歩です。

園・学校の日常的な心構え

①子どもの学びや成長の共有を

保護者等への情報発信は、子どもへの指導や支援が必要となった場面ばかりではなく、日常的な学びや成長についても積極的に発信しましょう。子ども一人一人のよさや可能性を保護者等と共有することで、学びや成長を共に支え合おうとする園・学校の姿勢が保護者等に伝わり、確かな連携・協働につながります。

②子どものケアを最優先した初期対応を

園・学校では様々な問題が起こります。問題発生時の初動の遅れや説明不足は、保護者等の不安や疑いの感情を複雑化させ、不信感を生む要因となります。子どものケアを最優先した初期対応を行うとともに、確認できた事実や今後の対応方針等について保護者等へ連絡しましょう。こうした一つ一つの誠実な対応の積み重ねが、信頼につながります。

③組織的に対応する園・学校風土の醸成を

教職員が単独で判断し対応することが、子どもが抱える問題を深刻化してしまうことがあります。子どもの小さなサインを見逃さないよう、普段から複数の教職員で子どもを見守る園・学校風土を醸成しましょう。いじめ対策組織や学びの支援委員会等で情報を共有し、様々な視点から対応を検討しましょう。園・学校が組織として対応する姿勢こそが、保護者等の安心につながります。

園・学校の初期相談時における姿勢について

①「共感」する

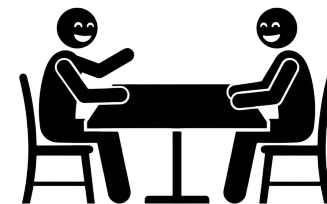
「共感」とは、相手の思いや言動の背景を感じ取り、理解することです。園・学校は保護者等の立場に立ち、心配や不安に思っていることなどの心理的事実を丁寧にくみとり、その思いに寄り添う言葉を返しましょう。

②「傾聴」する

「傾聴」とは、先入観（バイアス）をもたずに最後まで「聴く」ということです。園・学校は早急に結論を出さず、保護者等の主訴をきちんと捉え、整理しましょう。

(例)

- ・ あいづちを打つ
- ・ 肯定的に返答する
- ・ 相談の主訴をつかむ
- ・ 相談の背景を掘り下げる



③相手の思いに寄り添い、「受け止め」る

子どもの幸せを願う保護者等の思いを真摯に受け止め、理解したことを言葉や態度で示しましょう。

◆保護者等が思いを「受け止め」られていると感じる発言

(例)

- ・ 事態を共に認識する発言
- ・ 気持ちに寄り添う発言
- ・ 共に解決を目指す発言

◆保護者等が拒否されていると感じる発言

(例)

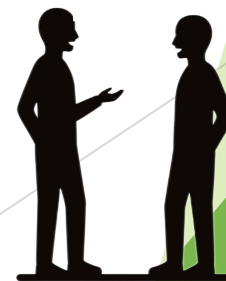
- ・ 事態の認識に欠ける発言
- ・ 気持ちを理解しない発言
- ・ 自己防衛的な発言
- ・ 責任転嫁の発言

園・学校と保護者等が相談するときのマナーやルール

園・学校と保護者等が相談するときのマナーやルールについて示します。

相談においては、園・学校と保護者等が「一人一人の子どもの最善の利益のために」という本来の目的を共有した上で、お互いに尊重し合い、建設的な対話を通して相互理解を深め、子どもの学びや成長を支える関わりを共に見いだすことが大切です。

併せて、事実の確認が難しい場合や、双方の意見や要望が食い違う場合、また、園・学校の対応に不十分な点が見られた場合においても、本来の目的を見失うことのないよう、お互いマナーやルールに則って、子どもたちの模範となる話合いを重ねていくことが大切です。



1. 相談には適切な時間・頻度がある

相談では、適切な開始時間を設定したり、相談時間や頻度を意識したりする必要があります。

保護者等には仕事の従事時間等の都合があり、教職員には勤務時間等の都合があります。相談が必要な場合には、予め日時を約束するなどお互いに調整することが必要です。

また、保護者等が相談内容を十分に伝え、園・学校が主訴を把握するには一定の時間が必要ですが、一つの相談に過度な時間をかけたり、必要以上の頻度で電話や面談を繰り返したりすることは、教育活動や他の保護者等対応への影響が懸念されます。

終了予定時刻を設定するなど、お互いに適切な相談時間や頻度を意識することで、有意義な相談となります。

2. 相談の目的を事前に共有・整理する

保護者等が思い悩んだ末に相談される場合でも、園・学校にとっては突然の相談となることもあるため、事実確認できていないなどの理由で、保護者等の思いに的確にお応えできないことがあります。

このようなすれ違いを防ぐためにも、話し合いの場をもつ前に、相談の目的を共有し、整理しておくことが大切です。事前の情報があれば、園・学校もあらかじめ事実の確認や組織での検討を進めておくことができ、1回の相談がより有意義なものになります。

ただし、生命に関わる緊急の案件等については躊躇なく相談することが必要です。

3. 園・学校は相談の場を整える

相談の際は、教職員の役割分担を検討し、保護者等と関係性が深い教職員が中心となって話合いを進めるようにします。また、立場の違う教職員が同席するなど複数の教職員で面談を行うようにしましょう。保護者等にとっても組織的に相談を受け入れてもらえたという安心感につながるとともに、面談に臨む教職員にとっても記録などの役割を分担することで話に集中できます。管理職は、事案全体を客観的かつ俯瞰的に捉える役割を担うため、初期の話合いには同席しないことを原則とします。

併せて、相談を受ける教室の適否や環境、着席する座席の配置などに配慮します。また、相談を正確に記録することが大切です。録音は大変有効な方法ですが、その際は、お互いのマナーとして事前に了承を得るようにしましょう。

4. 一人一人の子どもの最善の利益を考える

保護者等は、子どもに関して不安な思いが強くなるあまり、つい感情的な言動をとってしまったたり、園・学校へ強い要望をしてしまったりする場合があります。また、園・学校は、目の前の対応に追われるあまり、子どものケアを疎かにしたり、本来先に行うべきだった対応を見落としたりする場合があります。

このような状態では、最も大切にすべき「子どもの最善の利益」が置き去りになってしまいます。

園・学校と保護者等は「一人一人の子どもの最善の利益のために」という視点に立ち返り、お互いに尊重し合い、建設的な対話を通して、子どもの学びや成長を支える関わりを共に見出していくよう心がけましょう。

5. 園・学校はきちんと事実確認をする

園・学校は、保護者等の相談の中で、明確になっていない事実関係や、要望等に対する回答を即座に求められる場合があります。その際、教職員が推測や独断で回答することは、かえって保護者等の不信感を招くことにつながります。

迅速な回答も大切ですが、確認を十分に行うには一定程度の時間が必要です。また、確認を十分に行っても、子どもたちの証言が合わないなど、事実が明らかにならない場合もあります。このような場合、確認できた事実を総合的に検討し、園・学校としての捉えを組織的に判断する必要があります。

きちんと事実確認をして、誠実にお伝えすることが、保護者等とのより良い連携・協働につながります。

6. 園・学校にはできることとできないことがある

相談を通じて得られた内容は、改めて園・学校内で組織的に共有し、具体的な対応方針を検討します。対応方針は実効性が感じられるものほど良いです。

また、園・学校が検討した対応方針が、保護者等の要望等と異なる場合があるかもしれません。しかし、園・学校にはできることとできないことがあります。園・学校は保護者等に誠実に説明し、連携と協働を求めます。

なお、事実確認した結果、事案の背景に教職員の不適切な指導や対応の不足・不備が判明した際には、その事実を重く受け止め、速やかに保護者等にお詫びするとともに、組織として改善を図る取組を進めなければいけません。

7. コミュニティ・スクールの仕組みを活用する

保護者等からの相談には、地域全体に共通する課題が含まれている場合があります。

保護者等からの貴重な提案や要望は、園・学校内に留めることなく、個人情報の取扱いに十分配慮した上で、おたよりやホームページ等を通じて広く発信していきます。

また、コミュニティ・スクールの仕組みを活用して、パートナー校や地域へ積極的に発信することで、社会全体で連携・協働し、子どもたちの学びや成長を包括的に支援していきましょう。

8. 教育委員会、関係機関と連携する

園・学校が丁寧に事実確認を進めても、正確な事実関係の把握ができない場合があります。また、いじめや不登校、児童虐待に加え、時には自殺関連行動や犯罪行為など、園・学校は困難な事案への対応を求められる場合があります。園・学校は、法や心理・福祉などの関係機関とも連携・協働し、専門的な助言や協力を得ながら、一人一人の子どもの最善の利益を目指します。

事案の初期段階から教育委員会と情報を共有し、緊密に連携しつつも、あくまで園・学校が責任をもって主体的に対応を進める姿勢が、保護者等からの信頼につながります。

園・学校が直面する課題

POINT

- 園・学校は、様々な課題に対して保護者等と連携・協働していますが、日常の些細な行き違いが不安や不信感につながる場合があります。
- 日常のコミュニケーションや情報発信を丁寧に行い、日頃から保護者等との相互理解を深め、信頼関係を築いておくことが重要です。

生命・人権・安全に関わる重大な事案

- いじめ、児童虐待、園・学校での事故等は、児童生徒の生命や権利に直結する深刻な問題です。
- 初動の遅れや説明不足が保護者等の強い不安や不信感につながるため、子どものケアを最優先とした誠実な対応が求められます。

学びや成長をめぐる多様な要望

- 各種方針や教育課程、それに基づく教育活動（園・学校行事、授業等）、評価等は、児童生徒の未来に深く関わる大切な内容です。
- すれ違いや不信感を生むことのないよう、教育課程や指導と評価等について丁寧に説明し、公正な姿勢を貫くことが不可欠です。

生徒指導や園・学校運営に対する多様な意見

- 生徒指導の対応や園・学校のきまり等は、健全な園・学校運営のために重要なことですが、保護者等によって考え方が異なる場合があります。
- あらかじめ園・学校としての考え方を整理し、説明しておくことが必要になります。

社会通念上許容される範囲を超えた言動

- 園・学校の役割を超えるような要望や対応を求められることがあります。
- 保護者等による社会通念上許容される範囲を超えた言動には、教育環境が害される懸念があり、毅然とした対応が必要となります。

社会通念上許容される範囲を超えた言動への対応

POINT

○社会通念上許容される範囲を超えた言動とは、社会通念に照らし、保護者等の言動の内容が相当性を欠くもの、又は手段や態様が相当でないものを指します。

社会通念上許容される範囲を超えた言動の具体例

- ・長時間にわたり職員を拘束したり、長時間繰り返し電話をしたりする行為
- ・土下座を要求したり、到底困難な対応を要求したりする行為
- ・個人の人格や能力、または存在を否定するような暴言や名誉を傷つけたり、侮辱的な言動を繰り返したりする行為
- ・髪や腕を引っ張る等の身体的な攻撃や、声を荒げたり、相手をにらんだりするような暴力的な行為
- ・正当な理由のない特別扱いの要求や、不当に謝罪を強要する行為



社会通念上許容される範囲を超えた言動があった場合、教職員の心身の安全が脅かされたり、本来の教育活動に重大な支障をきたす恐れがあることから、当該保護者等への対応を中断する場合があります。社会通念上許容される範囲を超えた言動には組織として毅然とした対応をとる一方で、目の前の子どもが抱える課題の解決に向けては、園・学校として教育的支援を継続します。

園・学校の相談窓口について

○社会通念上許容される範囲を超えた言動があった場合、園・学校長は教育委員会に相談したり、教職員のメンタルヘルスケアとして心理的負担を減らすために園・学校内のサポート体制を整えたりするなど、職場全体で取り組むことが大切です。

○相談窓口

- ・各園・学校の教職員の相談対応者：園・学校長
- ・各園・学校からの相談窓口：札幌市教育委員会
- ・各園・学校からの法務相談：スクールロイヤー（札幌市教育委員会）
- ・教職員のメンタルヘルスケア：札幌市教職員相談室

教職員の行動規範について

園・学校と保護者等がより良い連携・協働を目指すには、教職員自身が社会通念に則った行動を心がけ、子どもたちにとって模範となる振る舞いをすることが大切です。教職員一人一人が日常から社会通念に則った行動を行うように意識し、勤務時間中はもとより、勤務時間外であっても、自らの行動を律するよう心掛けてください。

取組の改善に向けて

本書が、園・学校における保護者等との連携・協働に向けてより良い羅針盤（コンパス）となるよう、園・学校における取組状況等を適宜確認し、必要な見直しを図っていきます。